



第5章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 概要

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握したうえで、2025年度から2029年度までの5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容と、その実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、2023年に実施したニーズ調査を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、「教育・保育提供区域」を定め、これを達成することができる提供体制の確保の内容と、その実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

なお、本章は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。



(2) 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。本章では、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

② 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

次のとおり4つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	含まれる連区
① 東区域	西成、千秋、丹陽
② 西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島
③ 北区域	奥、木曾川、北方、葉栗、浅井
④ 中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山



③ 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定

全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。



2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等

(1) 幼児期の教育・保育

① 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

幼稚園、保育園、認定こども園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を活かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有、連携に関する支援の充実を図ります。

a. 保育園・幼稚園等の状況

本市には、市立保育園 52 か所、私立保育園 17 か所、認定こども園 4 か所、地域型保育施設 22 か所、私立幼稚園 20 か所があります。

■区域ごとの保育園・幼稚園等の数

(単位：か所)

区域名称	市立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育施設	私立 幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	5	6	33
北区域	15	4	3	2	3	27
中区域	10	4	1	13	5	33

b. 保育園等整備の基本的考え方

市立保育園については園舎の老朽化が進行しており、民間移管を進めながら園舎の建替えや大規模改修、再配置を進めていきます。また、将来的に地区ごとに中心となる市立保育園を定め、認定こども園に移行していきます。

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せ持ち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色があります。

保育園、幼稚園から認定こども園への移行については、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し、総合的に検討していきます。

c. 地域型保育事業整備の基本的考え方

地域型保育事業は、満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、現在、小規模保育施設が21か所、事業所内保育施設が1か所となっています。利用者の希望や定員の充足状況などから判断すると、現時点では当該事業は充足しているといえます。当面は現行のまま事業を継続していきます。

d. 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要となってきます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的を実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修等の開催、資質向上に関する支援方策等を検討します。

e. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等のうち、市の確認を受けた施設における利用料は、施設等利用費（上限額あり）として、保護者に対し支給することになりました。新制度へ移行していない幼稚園に対しては、保護者の利便性やその園の運営面に配慮しつつ、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、保護者に代わり、その利用料を施設等利用費として支払います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、四半期ごとに保護者に対して、施設等利用費を支給します。なお、幼稚園や認定こども園の利用者については、利用施設に給付申請の取りまとめを依頼することで、保護者の利便性の向上を図ります。

子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のために、必要に応じて、愛知県に施設の運営状況、監査状況等の情報提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、適切な取組を進めます。



② 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

■量の見込みに対する確保の内容

<市全域>

年度 認定区分		2025年度					2026年度						
		1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数（人）		1,985	786	5,074	1,276	965	179	1,876	744	4,818	1,290	973	177
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）		江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—
確保の 内容 （定員）	特定教育・保育施設	978		6,579	1,314	1,083	346	1,073		6,579	1,314	1,083	346
	確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	4,096		—	—	—	—	3,826		—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	163	128	107	—	—	—	163	128	107
過不足		2,083		1,505	201	246	274	2,059		1,761	187	238	276

■実施のための方針

○1号認定、2号認定、3号認定、いずれの認定区分においても、必要利用定員総数を上回る定員を確保しており、これは教育・保育提供区域別においても同様です。

【1号認定】

・幼稚園、認定こども園での利用

※他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載

【2号認定】

・幼稚園、認定こども園、保育園での利用

【3号認定】

・認定こども園、保育園、地域型保育事業所での利用

■ 1号認定～3号認定について

種別	対象者	利用できる教育・保育施設、事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する子ども (保育の必要性なし)	幼稚園・認定こども園
2号認定 (教育希望)	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当するが、教育の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども	認定こども園・保育園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども	認定こども園・保育園・地域型保育事業

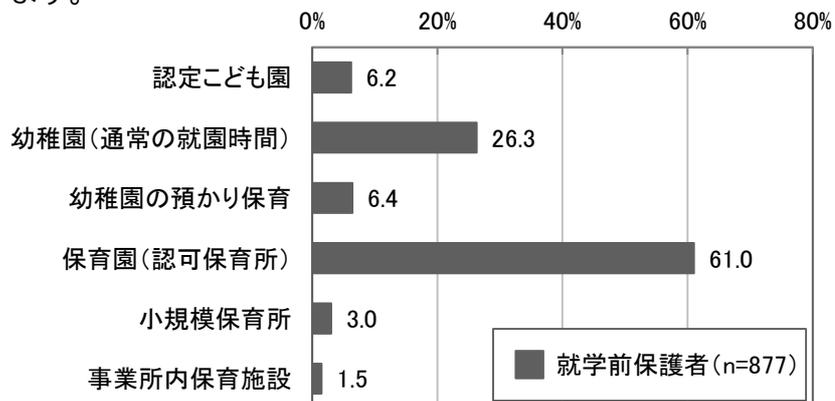
2027年度						2028年度						2029年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
1,748	696	4,520	1,348	1,019	177	1,740	657	4,440	1,335	1,010	173	1,770	634	4,451	1,322	1,000	172
江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—	江南市 220	—	—	—	—	—
	1,073	6,579	1,314	1,083	346		1,073	6,579	1,314	1,083	346		1,073	6,579	1,314	1,083	346
	3,826	—	—	—	—		3,826	—	—	—	—		3,826	—	—	—	—
	—	—	163	128	107		—	—	163	128	107		—	—	163	128	107
	2,235	2,059	129	192	276		2,282	2,139	142	201	280		2,275	2,128	155	211	281

【量の見込みの説明】 ニーズ調査の結果に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し、補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため、1号認定の確保の内容に含めるものとする。

教育・保育事業の利用状況（抜粋）

「保育園（認可保育所）」が61.0%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間）」が26.3%となっています。



資料: ニーズ調査(2023年)



<東区域>

年度 認定区分	2025年度						2026年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数(人)	499	202	1,166	278	213	28	465	194	1,107	281	215	28
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 120	—	—	—	—	—	江南市 120	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設	462	1,505	281	251	61	462	1,505	281	251	61	
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)	1,232	—	—	—	—	1,232	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11
過不足		873	339	21	49	42	915	398	18	47	42	

<西区域>

年度 認定区分	2025年度						2026年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数(人)	608	347	1,453	336	249	48	581	326	1,380	340	251	47
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設	0	1,901	374	287	98	95	1,901	374	287	98	
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)	1,720	—	—	—	—	1,450	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35
過不足		765	448	75	73	74	638	521	71	71	75	

<北区域>

年度 認定区分	2025年度						2026年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数(人)	371	81	1,224	286	210	38	347	77	1,162	289	212	38
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 100	—	—	—	—	—	江南市 100	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設	360	1,713	338	266	104	360	1,713	338	266	104	
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)	420	—	—	—	—	420	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12
過不足		228	489	66	68	78	256	551	63	66	78	

<中区域>

年度 認定区分	2025年度						2026年度					
	1号 認定	2号認定		3号認定			1号 認定	2号認定		3号認定		
		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳		教育 希望	左記 以外	2歳	1歳	0歳
必要利用定員総数(人)	507	156	1,231	376	293	65	483	147	1,169	380	295	64
必要利用定員総数(人) (他市町村の子ども)	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
確保の 内容 (定員)	特定教育・保育施設	156	1,460	321	279	83	156	1,460	321	279	83	
	確認を受けない幼稚園 (他市町村の子ども分を含む)	724	—	—	—	—	724	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70
過不足		217	229	39	56	80	250	291	35	54	81	

2027年度						2028年度						2029年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
437	174	1,038	294	225	28	437	161	1,020	291	223	27	446	154	1,022	288	221	27
江南市 120	—	—	—	—	—	江南市 120	—	—	—	—	—	江南市 120	—	—	—	—	—
	462	1,505	281	251	61		462	1,505	281	251	61		462	1,505	281	251	61
	1,232	—	—	—	—		1,232	—	—	—	—		1,232	—	—	—	—
—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11	9	—	—	—	18	11	9
	963	467	5	37	42		976	485	8	39	43		974	483	11	41	43

2027年度						2028年度						2029年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
536	315	1,295	355	263	47	537	299	1,272	352	261	46	545	293	1,275	348	258	46
江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
	95	1,901	374	287	98		95	1,901	374	287	98		95	1,901	374	287	98
	1,450	—	—	—	—		1,450	—	—	—	—		1,450	—	—	—	—
—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35	24	—	—	—	37	35	24
	694	606	56	59	75		709	629	59	61	76		707	626	63	64	76

2027年度						2028年度						2029年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
320	71	1,091	302	222	38	315	68	1,071	299	220	37	320	64	1,074	296	218	37
江南市 100	—	—	—	—	—	江南市 100	—	—	—	—	—	江南市 100	—	—	—	—	—
	360	1,713	338	266	104		360	1,713	338	266	104		360	1,713	338	266	104
	420	—	—	—	—		420	—	—	—	—		420	—	—	—	—
—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12	12	—	—	—	14	12	12
	289	622	50	56	78		297	642	53	58	79		296	639	56	60	79

2027年度						2028年度						2029年度					
1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定			1号認定	2号認定		3号認定		
	教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳		教育希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
455	136	1,096	397	309	64	451	129	1,077	393	306	63	459	123	1,080	390	303	62
江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—	江南市 0	—	—	—	—	—
	156	1,460	321	279	83		156	1,460	321	279	83		156	1,460	321	279	83
	724	—	—	—	—		724	—	—	—	—		724	—	—	—	—
—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70	62	—	—	—	94	70	62
	289	364	18	40	81		300	383	22	43	82		298	380	25	46	83



(2) 地域子ども・子育て支援事業

a. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、全ての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を行い、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量の両面にわたる充実をめざします。

b. 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

次に掲げる地域子ども・子育て支援事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

一宮市での事業名称又は通称 [事業名称]

- ① 妊婦健診 [妊婦健康診査]
- ② 妊婦等包括相談支援事業
- ③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]
- ④ 産後ケア事業
- ⑤ 利用者支援事業 (こども家庭センター型)
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 親子関係形成支援事業
- ⑩ 利用者支援事業 (特定型)
- ⑪ 利用者支援事業 (地域子育て相談機関)
- ⑫ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]
- ⑬ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]
- ⑭ 一時預かり事業
- ⑮ こども誰でも通園制度 [乳児等通園支援事業]
- ⑯ 病児保育事業
- ⑰ 延長保育事業 [時間外保育事業]
- ⑱ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑲ 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]

c. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 妊婦健診[妊婦健康診査]

妊娠から出産まで、定期的に医療機関や助産院で健康診査を受け、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により、安全な出産を確保します。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	対象者数 (人)	2,195	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
	受診者数 (人)	2,195	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
	延べ受診 回数(件)	28,699	32,886	32,522	32,214	31,906	31,668
確保内容	受診者数 (人)	2,464	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
	延べ受診 回数(件)	34,496	32,886	32,522	32,214	31,906	31,668

[量の見込みの説明] 0歳児の人口推計、利用実績等を勘案して設定

■方針

- ・全ての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- ・妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳(母子手帳)」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている健康診査受診票(妊婦健診14回と子宮頸がん検診1回の計15枚)により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。



② 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等に関する面談や情報提供を行うとともに、必要な支援につなげます。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	面談件数 (回)	6,588	7,047	6,969	6,903	6,837	6,786
確保内容	面談件数 (こども家庭 センター) (回)	6,588	7,047	6,969	6,903	6,837	6,786

[量の見込みの説明] 0歳児の人口推計、利用実績等を勘案して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・妊娠届出時、32週家庭訪問時、こんにちは赤ちゃん訪問時の合計3回の面談を行います。
- ・妊婦等包括相談支援事業は、こども家庭センターの母子保健機能として、引き続き3か所の保健センターで実施します。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業[乳児家庭全戸訪問事業]

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員等が訪問し、安心して子育てできるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握によって今後の支援につなげます。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	出生数 (人)	2,203	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
	訪問件数 (件)	2,129	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262
確保内容	訪問件数 (件)	2,466	2,349	2,323	2,301	2,279	2,262

[量の見込みの説明] 0歳児の人口推計を出生数とみなして設定

■方針

- ・全ての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- ・市民課などへの出生届提出時に「赤ちゃんが生まれました《連絡票》」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- ・連絡票の提出がない方は住民基本台帳の情報から把握し、生後4か月までに全ての家庭へ訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が家庭訪問等を行えるように努めます。
- ・長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方については、4か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。



④ 産後ケア事業

出産後の母子に対して、助産師や看護師等による授乳指導や沐浴指導、育児指導、傾聴等を行うことにより母体の心身の回復を進めるとともに母親自身のセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、産後うつ病の予防や虐待防止につながるよう支援します。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	59	135	183	231	279	327
確保内容	延べ利用数 (人/年間)	59	135	183	231	279	327

[量の見込みの説明] 実績値及び県の平均見込み数の割合を勘案して設定

■方針

- ・ 出産後1年を経過しない母子で心身のケアや保健指導、育児に関する指導や育児サポート等の産後ケアを必要とする方を対象に、医療機関等に宿泊してケアを行う「宿泊型」と、助産師等が対象者の居宅においてケアを行う「アウトリーチ型」を実施します。

⑤ 利用者支援事業(こども家庭センター型)

妊産婦や乳幼児への健康に関する支援を行う母子保健機能と、子どもや子育て家庭に関する相談を行う児童福祉機能を連携させることで、全ての妊産婦・子育て家庭について総合的に支援します。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	実施か所数 (か所)	—	1	1	1	1	1
確保内容	実施か所数 (か所)	—	1	1	1	1	1

[量の見込みの説明] 母子保健機能と児童福祉機能の中核的機能を担うことから、実施か所数を1か所で設定

■方針

- ・これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健型）と子ども家庭総合支援拠点の機能を引き続き活かしながら、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目のない一体的な支援を行います。
- ・旧「母子健康包括支援センター事業」である「こども家庭センター型（母子保健機能）」については、引き続き3か所の保健センターで実施します。



⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院、里親への委託により預かりを行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	33	120	120	120	120	120
確保内容	延べ利用可能数 (人/年間)	100	120	120	120	120	120
	実施か所数 (か所)	5	6	6	6	6	6

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・ 宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設が3か所、乳児院が2か所のほか、里親宅があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 常時利用される事業ではなく、緊急時などに一時的に利用されるサービスで、利用状況は年度により大きく変動があります。
- ・ 子育て中にさまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして、現在の水準を維持していきます。

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児の支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	—	480	480	480	480	480
確保内容	延べ利用可能数 (人/年間)	—	480	480	480	480	480

[量の見込みの説明] 養育支援訪問事業における実績値を勘案して設定

■方針

- ・一宮市要保護児童対策地域協議会での協議により、子育て世帯訪問支援の必要性を判定し、訪問支援を行います。
- ・ヘルパーにより、食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等の家事支援や、沐浴、授乳等の育児支援を行います。
- ・家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としており、見込み量に対する確保内容の維持に努めます。



⑧ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育が適切に行われるよう、相談や指導、助言などの専門的支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	訪問支援必要家庭数(件/年間)	103	90	90	90	90	90
確保内容	訪問支援可能家庭数(件/年間)	103	90	90	90	90	90

[量の見込みの説明] 実績値を勘案して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行う中で、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行ううえで有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

⑨ 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談、情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	利用数 (人)	20	20	20	20	20	20
確保内容	利用可能数 (人)	20	20	20	20	20	20

[量の見込みの説明] 実績値を勘案して設定

■方針

- ・療育相談などを通じて、親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている保護者に対して、ペアレント・プログラムへの参加を促します。
- ・親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業となっており、見込み量に対する確保内容の維持に努めます。



⑩ 利用者支援事業(特定型)

保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう、保育の利用に向けた相談支援を行います。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	面接件数 (件)	1,697	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保内容	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
	面接件数 (件)	1,697	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700

[量の見込みの説明] 現行体制で確保を行うことから、実施か所数を1か所で設定
面接件数については、実績値を勘案して設定

■方針

- ・保育園等の保育の利用に向けた相談支援を行うことができるよう、保育課の窓口研修を修了した専任職員を配置します。

⑪ 利用者支援事業(地域子育て相談機関)

身近な地域においても、妊産婦や子育て世帯が子育て情報の提供を受け、また、子育てに関する相談ができる体制を整えます。

■量の見込みに対する確保の内容

			本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	実施か所数 (か所)	—	6	6	6	6	6
確保内容	実施か所数 (か所)	—	6	6	6	6	6

[量の見込みの説明] 現行の子育て支援センターを当機関に位置づけるため、実施か所数を6か所で設定

■方針

- ・利用者にとって気軽に立ち寄ることができ、その中で子育てに関する疑問や悩みを相談することができる雰囲気づくりに努めます。
- ・必要に応じてこども家庭センターと連携・調整を行います。

⑫ 子育て支援センター事業[地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園など、地域の身近な場所において子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等を実施します。本市では、子育て支援センターを市内に6か所設置しているほか、子育てひろばを民間委託して、事業を展開しています。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	52,631	48,822	47,536	46,614	45,964	45,820
確保内容	延べ利用可能数 (人/年間)	186,000	186,000	186,000	186,000	186,000	186,000
	実施か所数 (か所)	8	8	8	8	8	8

[量の見込みの説明] 延べ利用数については実績値を勘案して設定
 現行体制の実施か所数である8か所で設定
 ※移動子育て支援センターの数値を含む。

■方針

- ・市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、加えて市内の公共施設に向いて臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ウェブサイトやアプリの活用により、多くの親子に行事予定を提供するなど、情報発信に努めます。
- ・保育園の一部を転用した2施設については老朽化が進んでおり、今後、大規模改修や市内の他施設との複合化や効率的な運用も視野に入れて検討していきます。



⑬ ファミリー・サポート・センター事業[子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	活動件数 (件/年間)	4,422	4,264	4,157	4,059	3,963	3,866
	うち小学生 (件/年間)	2,324	2,227	2,174	2,115	2,048	1,963
確保内容	活動可能件数 (件/年間)	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422
	援助会員数 (人)	54	91	91	91	91	91
	依頼会員数 (人)	470	654	637	622	607	593
	両方会員数 (人)	52	49	49	49	49	49

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努めることにより、サービス提供体制の確保を行います。
- ・急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な、援助会員数の確保に努めます。

⑭ 一時預かり事業

ア 幼稚園型(在園児)【幼稚園における一時預かり(預かり保育)】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	85,575	79,728	75,702	71,020	69,758	69,941
	1号認定 (人/年間)	—	36,462	34,621	32,480	31,903	31,986
	2号認定 (人/年間)	—	43,266	41,081	38,540	37,855	37,955
確保内容	延べ利用可能数 (人/年間)	98,000	119,000	119,000	119,000	119,000	119,000

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外(在園児を除く。)(保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	20,540	19,216	18,715	18,335	18,039	17,899
確保内容	一時保育 (人/年間)	49,810	30,400	30,400	30,400	30,400	30,400
	子ども一時預かり (人/年間)	4,000	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	子育て援助活動 支援(人/年間)	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422
	計(人/年間)	58,232	38,622	38,622	38,622	38,622	38,622

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定



■実施のための方針

- ・「ア 幼稚園型（在園児）」、「イ 幼稚園型以外（在園児を除く。）」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・引き続き利便性の向上を図りつつ、保護者の社会参加の促進や、育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

⑮ **こども誰でも通園制度[乳児等通園支援事業]**

保育園等に入園していない満3歳未満の子どものいる家庭に対して、就労要件等を問わず、月一定時間まで柔軟に利用できる通園制度を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容

		2023年度 (実績値)	本計画				
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/日)	—	—	160	150	140	133
	0歳児 (人/日)	—	—	52	50	49	47
	1歳児 (人/日)	—	—	74	69	63	60
	2歳児 (人/日)	—	—	34	31	28	26
確保内容	延べ利用数 (人/日)	—	—	160	160	160	160
	0歳児 (人/日)	—	—	52	52	52	52
	1歳児 (人/日)	—	—	74	74	74	74
	2歳児 (人/日)	—	—	34	34	34	34

[量の見込みの説明] 未就園児が月10時間利用すると仮定し、定員1人1か月当たりの受け入れ時間数は月176時間（8時間×22日）として算出

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保します。
- ・保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点など、さまざまな施設で事業の実施を検討します。

⑩ 病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は小学校1～4年生で、疾病にかかっている子どもや回復期の子どもについて、診療所その他施設において保育を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	延べ利用数 (人/年間)	1,519	2,680	2,680	2,680	2,680	2,680
確保内容	延べ利用可能数 (人/年間)	3,322	3,630	3,630	3,630	3,630	3,630
	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3	3

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、引き続き東地区に1か所の設置を検討します。
- ・病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。



⑰ 延長保育事業[時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間又は保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	18時以降の利用 希望数(人)	1,586	1,518	1,478	1,449	1,429	1,425
確保内容	利用可能数 (人)	2,934	3,035	3,035	3,035	3,035	3,035
	実施園数 <市立>(か所)	31	31	31	31	31	31
	実施園数 <私立>(か所)	15	20	20	20	20	20

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

■方針

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・共働き世帯の増加、働き方の多様化などの影響により利用ニーズは変化しますが、状況を注視しながら、サービスの提供に努めます。

⑱ 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する費用、給食の副食材料費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	給付件数 (件)	5,109	5,055	4,922	4,826	4,759	4,744
確保内容	給付件数 (件)	5,109	5,055	4,922	4,826	4,759	4,744

[量の見込みの説明] 実績値を勘案して設定

■方針

- ・子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。
- ・新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。



⑩ 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

		前回計画	本計画				
		2023年度 (実績値)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
見込み量	利用希望児童（人）	3,381	3,548	3,477	3,396	3,268	3,100
	低学年（人）	2,738	2,884	2,818	2,764	2,640	2,480
	高学年（人）	643	664	659	632	628	620
確保内容	定員（人）	5,156	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160
	施設数（か所）	60	60	60	60	60	60
	小学校ごとの過不足の合計（人）	0	0	0	0	0	0

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※放課後児童クラブは、小学校区ごとに過不足を判定する必要があることから、「小学校区ごとの過不足の合計」欄には各小学校区における待機児童数の合計を記載

■方針

- ・放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕に対するニーズは、5年前のアンケート調査と比較して、同じような傾向を示しています。
- ・特定の小学校区で一時的に利用者が増加することがあるため、引き続き、小学校区ごとのニーズ量を正確に把握する必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の32.8%）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるような運営を進めます。
- ・安心・安全な施設運営のため、施設の補修や職員の研修など質の向上に努めます。
- ・放課後の子どもの居場所という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとで子どもの居場所づくりを進めていきます。

3 放課後対策の総合的推進

(1) 放課後対策事業の現状

① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

事業名称	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生 ※希望者が定員を超える場合は必要性の高い子どもを優先	保護者の就労・未就労にかかわらず、全ての小学1～3年生 ※希望者が定員を超える場合は、抽選
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	全ての小学校区で実施	全ての小学校で実施

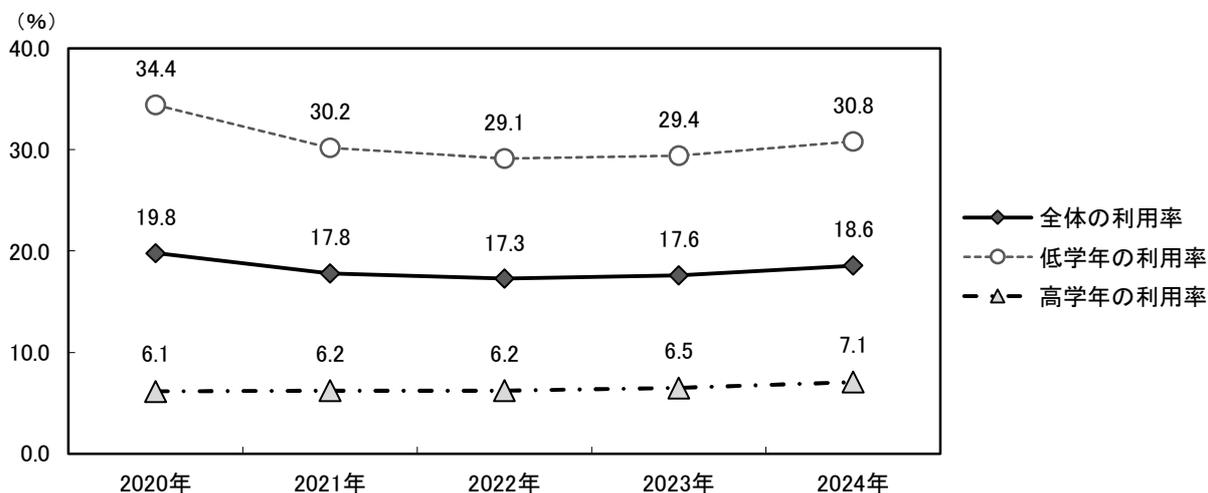
② 放課後児童クラブの利用傾向

放課後児童クラブの利用者数は、一旦はコロナ禍で減少したものの、少子化により児童数が減少傾向にある中でも徐々に増加しており、特に高学年の利用率が高くなってきています。

放課後児童クラブの利用ニーズの高まりは、共働き家庭の増加によるものと推測されます。

また、待機児童が解消されるにつれ、その利用傾向は年間を通しての利用（通年利用）から、夏休みの限定利用に移行しています。

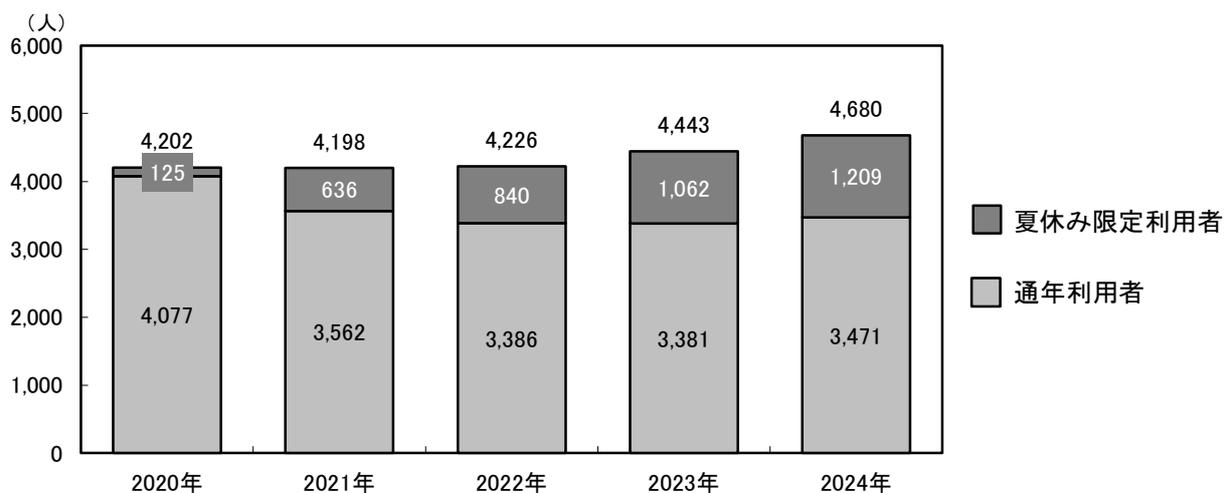
■放課後児童クラブの利用率の推移（通年利用者のみ）



資料：子育て支援課



■放課後児童クラブの通年利用者と夏休み限定利用者の推移



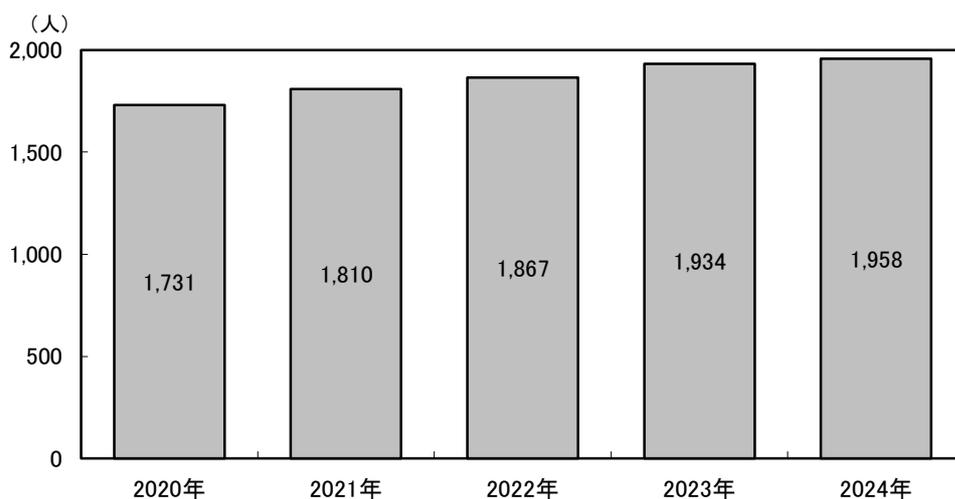
※2020年の夏休みは8月の利用者のみ

資料：子育て支援課

③ 放課後子ども教室の利用傾向

放課後子ども教室においても、その利用者数は年々増加傾向にあります。

■放課後子ども教室の利用者数の推移



資料：青少年課

(2) 放課後対策事業の基本方針

① 放課後児童クラブの基本方針【再掲】

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の 32.8% P.18 参照）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるような運営を進めます。

⇒目標・確保方策は P.120 「⑩放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]」に記載のとおり

● 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受け入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行ったり、関係部署との連携を図ったりして、弾力的な受け入れの継続に努めます。

特別支援学校へ通う障害のある子どもについては、障害児児童クラブ（けやき児童クラブ、ポプラ児童クラブ）で支援を行います。

● 放課後児童クラブの開所時間の延長

全ての放課後児童クラブにおいて、こども家庭庁が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にある開所時間の延長を実施しています。引き続き、全ての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

■放課後児童クラブの開所時間

	一宮市	要 綱
小学校の授業の休業日（長期休暇期間） に行う放課後児童健全育成事業	1日につき 11 時間 30 分	1日につき 8 時間
小学校の授業の休業日以外の日（平日） に行う放課後児童健全育成事業	1日につき 4 時間	1日につき 3 時間

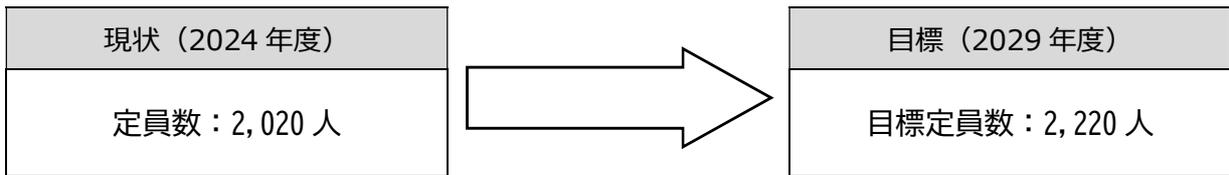


② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

全小学校において保護者の就労・未就労にかかわらず、全ての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進します。

放課後児童クラブの待機児童の受け皿として、両事業の待機児童の動向を踏まえるなど、必要性の高い学校から定員数の増加や教室の拡充を進めます。

■放課後子ども教室整備計画



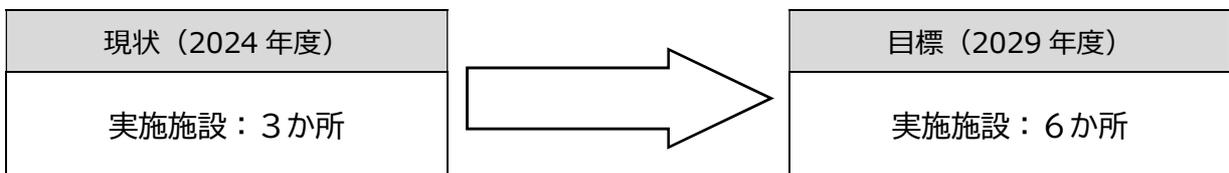
（3）放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携方針・目標

① 連携型^{※1}と校内交流型^{※2}

放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一敷地内で実施されている小学校においては、両施設の利用人数や施設の空き状況を考慮しつつ、できる限り早期に校内交流型を実施できるよう努めます。

また、両施設が同一敷地内にない場合は、校内交流型の実施が終了した後、連携型の実施の取組に努めます。

■校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室整備計画



※1）**連携型**：放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

※2）**校内交流型**：連携型のうち、同一敷地内で両事業を実施しているもの

② 連携による事業の推進体制

「一宮市こども総合計画推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して、検討・推進を行います。

担 当	課 名
放課後児童健全育成事業主管課	子ども家庭部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	子ども家庭部青少年課
学校施設管理主管課	教育部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には、個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。

(4) 児童館の活用の検討

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくても、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、本市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、順次、施設の改修を進めているところです。利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、今後も、設備の充実や不良か所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。

■児童館の概要

設置数	25館（各連区に1館。ただし、木曽川町連区は3館。）
開館日時	月～土曜日 9時30分～17時30分

